

## 山梨県鳥獣被害防止総合対策事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 知事は、鳥獣による農林水産業等に係る被害の軽減に資するため、鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱（平成20年3月31日付け19生産第9423号農林水産事務次官依命通知）、鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領（平成20年3月31日付け19生産第9424号農林水産省生産局長通知）、鳥獣被害防止総合対策交付金交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて（平成20年3月31日付け19生産第9425号農林水産省生産局長通知）、鳥獣被害防止総合対策交付金における費用対効果分析の実施について（平成20年3月31日付け19生産第9426号農林水産省生産局長通知）及び山梨県鳥獣被害防止総合対策事業実施要領（平成22年5月19日付け農技第417号山梨県農政部長通知）に基づき、事業実施主体が行う事業（以下「事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては鳥獣被害防止総合対策交付金交付要綱（平成20年3月31日付け19生産第9422号農林水産事務次官依命通知）、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (補助金の交付の対象となる経費及びその補助率)

第2条 前条に規定する事業の補助対象経費、交付先及び補助率は（別表1）から（別表4）までに定めるところによる。

### (補助金等の交付申請書及び添付書類の様式、提出期限)

第3条 補助金の交付を受けようとする事業実施主体は、補助金交付申請書（様式第1号）を別に定める期日までに、知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな事業実施主体は、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時に当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない事業実施主体は、この限りでない。

### (補助金の交付の決定)

第4条 知事は、補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに交付決定を行い、補助金交付決定通知書（様式第2号）を交付先に通知するものとする。

(補助金の交付の条件)

第5条 規則第6条による補助金の交付の条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業実施主体は、補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更（別表に定める軽微な変更は除く。）をしようとするときは、補助金変更承認申請書（様式第3号）を提出して知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業実施主体は、事業を中止、又は廃止しようとするときは、あらかじめ中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を提出して知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

(状況報告)

第6条 事業実施主体は、補助金の交付の決定に係る年度の12月31日現在において、補助金事業遂行状況報告書（様式第5号）を作成し、翌月の20日までに知事に提出し、事業の遂行状況を報告するものとする。

- 2 知事は、前項に定める時期のほか、事業の円滑適正な執行を図るため必要があると認めるときは、事業実施主体に対して当該補助金の遂行状況報告を求めることができる。

(補助金の交付)

第7条 補助金の交付は、精算払いとする。ただし、知事が必要と認めるときは、概算払いにより交付することができるものとする。

- 2 事業実施主体は、前項の規定により概算払いを受けようとするときは、概算払い請求書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

(実績報告の提出、提出期限)

第8条 事業実施主体は、事業が完了したとき、又は事業の廃止の承認を受けたときは、実績報告書（様式第7号）により、事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1ヶ月を経過した日、又は補助金の交付を決定した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに知事に提出するものとする。

- 2 第3条第2項ただし書きにより交付の申請をした事業実施主体は、前項の実績報告書を提出するに当たり、第3条第2項ただし書きに該当した事業実施主体において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

- 3 第3条第2項ただし書きにより交付の申請をした事業実施主体は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を、仕入れに係る消費税等相当額報告書（様式第8号）

により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

#### (補助金の額の確定)

第9条 知事は、事業の完了又は廃止に係る実績報告を受けたときは、当該報告に係る事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、事業実施主体に通知するものとする。

#### (財産の処分の制限)

第10条 事業実施主体は、補助事業により取得し、又は効用の増加した機械及び器具（以下「取得財産等」という。）については、知事が補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して別に定める期間（以下「財産処分制限期間」という。）を経過するまでは、知事の承認を受けずに、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 事業実施主体は、前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書（様式第9号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

3 知事は、第1項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

#### (書類の保管)

第11条 補助金の交付を受けた事業実施主体は、この事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を整理し事業終了の年度の翌年度から起算して5年間保管しておかなければならない。

#### (書類の提出)

第12条 本要綱により提出する書類は、正副2部を所管する農務事務所に提出するものとする。ただし、事業実施主体が市町村以外の場合は、事業の範囲とする市町村を経由して提出するものとする。なお、本県内における複数の市町村に事業の範囲が及ぶ場合にあっては、代表の一市町村を経由し、その市町村を管轄する農務事務所に提出するものとし、代表以外の市町村に対しては写しを送付するものとする。

#### (指導監督)

第13条 第12条による書類の経由を行った市町村長又は書類の写しの送付を受けた市町村長は、事業の適正な執行が図られるよう、事業実施主体に対し、必要な指導及び監督を行うものとする。

(その他)

第14条 本要綱に定めるもののほか、必要事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年5月19日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年7月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年6月29日から施行し、平成24年4月6日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年6月16日から施行し、平成26年4月30日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年6月18日から施行し、平成27年4月9日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年8月5日から施行し、平成27年7月3日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月8日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

(別表 1)

補助対象経費	事業実施主体	交付先	補助率	軽微な変更
<p>鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱の別表 1 に定める推進事業に要する経費</p> <p>1 被害防止活動推進</p> <p>(1) 推進体制の整備</p> <p>(2) 有害捕獲</p> <p>(3) 被害防除</p> <p>(4) 生息環境管理</p> <p>(5) サル複合対策</p> <p>(6) 他地域人材活用</p> <p>2 実施隊特定活動</p> <p>(1) 大規模緩衝帯整備</p> <p>(2) 誘導捕獲柵の導入</p> <p>3 ICT等新技術の実施</p> <p>4 農業者団体等民間団体被害防止活動</p>	<p>鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領の別記 1 の第 1 の 3 に定める協議会等（以下「協議会」という）</p>	<p>協議会又は市町村</p>	<p>定額、1 / 2 以内</p> <p>1 鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領の別記 1 の第 1 の 1 に定める被害緊急対応型にあつては、被害防止活動推進に要する経費の 1/2 以内とするが、実施隊が行う補助対象経費欄の 1 の(2)から(6)までの取り組みに要する経費については 1 市町村あたりの限度額として、次に掲げるとおり定額補助できるものとする。</p> <p>① 捕獲の有資格者が存在しない実施隊を有する市町村の限度額は 1,000 千円以内とする。</p> <p>② 捕獲の有資格者が 20 名以上存在する実施隊を有する市町村の限度額は 3,000 千円以内とする。</p> <p>③ 上記①及び②以外の実施隊を有する市町村の限度額は 2,000 千円以内とする。</p> <p>④ 補助対象経費欄 1 の(5)の取組に要する経費については、上記①から③の限度額に 1,000 千円以内を加算できるものとする。</p> <p>⑤ 補助対象経費欄 1 の(6)の取組に要する経費については、上</p>	<p>1 補助対象経費の推進事業と整備事業の相互間におけるそれぞれの経費の増減を伴わない場合</p> <p>2 補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画細部の変更であつて、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合</p> <p>3 事業の新設を伴わない場合</p> <p>4 事業実施主体が変更しない場合</p>

記①から③の限度額に他地域に居住する捕獲の有資格者を実施隊の構成員として任命し、市町村が定める被害防止計画に基づく有害捕獲活動を実施するもの一人当たりに対して100千円以内を加算できるものとする。ただし、1,000千円を上限とする。

広域連携型にあっては被害防止活動推進に要する経費の1/2以内とするが、実施隊が行う補助対象経費欄の1の(2)から(4)までの取組に要する経費については1市町村あたり上記①から③の額に200千円以内を限度額として定額補助できるものとする。なお、猟銃の有資格者が存在する実施隊を有する市町村を含めた地域において、市町村境を超えた広域的な捕獲を実施する場合、1市町村当たり上記②、③の額に500千円を加算した額以内を限度額として定額補助できるものとする。

2 過年度に鳥獣被害防止総合対策事業の補助を受けたことのない事業実施主体においては前記にかえて、補助対象経費欄の1の(1)から(4)ま

での取り組みに要する経費について、被害緊急対応型においては1市町村あたり2,000千円以内(1の②の場合は3,000千円以内)、広域連携型においては事業実施主体を構成する1市町村あたり2,200千円以内(1の②の場合は3,200千円以内)の定額補助を受けることができるものとする。なお、銃猟の有資格者が存在する実施隊を有する市町村が、銃猟の有資格者が存在しない実施隊を有する市町村を含めた地域において、市町村境を超えた広域的な捕獲を実施する場合、1市町村あたり1の②、③の額に500千円を加算した額以内を限度額として定額補助できるものとする。

3 ICT等新技術実証に要する経費について、被害緊急対応型にあつては、1/2以内とするが、1市町村あたり1,000千円以内、広域連携型にあつては、1/2以内とするが、1市町村あたり1,100千円以内を限度額として定額補助できるものとする。

4 農業者団体等民間団体被害防止活動における被害防止活

		<p>動に要する経費については、1/2以内とするが、1市町村当たり2,000千円以内を限度額として定額補助できるものとする。ただし、同一市町村内の複数の事業実施主体がそれぞれ異なる鳥獣に対する被害防止活動を実施する場合には、1団体当たり2,000千円以内を限度額として定額補助できるものとする。</p> <p>なお、被害防止活動推進における上限単価並びに実施隊特定活動における上限単価は別表2に掲げるとおりとする。</p>	
<p>鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱の別表1に定める整備事業に要する経費</p> <p>1 鳥獣被害防止施設 2 処理加工施設 3 捕獲技術高度化施設 4 地域提案</p>		<p>定額、1/2以内 下記の1～3までの要件のいずれかに該当する地域にあっては55/100以内とする。 (上記にかかわらず、鳥獣被害防止施設を農家・地域住民等参加型の直営施工により整備する場合であって、資材費のみ交付対象経費とするときには、定額補助できることとし、その侵入防止柵1mあたりの上限単価は、別表3に掲げるとおりとする。)</p> <p>1 山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村 2 過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第</p>	

		<p>2条第2項の規定に基づき公示された過疎地域（同法第33条第1項又は第2項の規定により過疎地域と見なされる区域を含む。）</p> <p>3 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第4項の規定に基づき公示された特定農山村地域</p>	
鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱の別表3に定める推進事業に要する経費		定額	
有害捕獲		有害捕獲に係る捕獲活動経費の上限単価は別表4に掲げるとおりとする。	

(別表2)

○被害防止活動推進			
	仕様	獣種	上限単価 (消費税を除く)
箱わな	大型獣種（3㎡以下）	主にイノシシ、シカ、クマ（サル用を兼ねる。）	96千円/基
	中型獣種（2㎡以下）	サル専用	85千円/基
	小型獣種（0.5㎡以下）	アライグマ、ハクビシン、ヌートリア等	17千円/基
くくりわな	—	—	22千円/基
囲いわな	—	—	38千円/㎡
○実施隊特定活動			
			上限単価 (消費税を除く)
	大規模緩衝帯整備導入		480千円/ha
	誘導捕獲柵わな導入		38千円/㎡

注1：「小型獣種」には、タヌキ、キツネ等の小型動物も含まれるものとする。

注2：地域の実情、地形条件、気象条件等やむを得ない事由により上記の上限単価を超えて助成する必要があると認める場合にあっては、整備等の内容に応じた必要最小限の範囲で上限単価を超えて助成できるものとする。

(別表3)

○鳥獣被害防止施設			
獣種等	侵入防止柵の種類	上限単価（消費税を除く）（円/m）（直営施工で資材費のみの定額補助の場合）	上限単価（消費税を除く）（円/m）（左記以外の場合）
獣種共通	電気柵（1段あたり）	124	324
	ネット柵	960	2,380
イノシシ	金網柵（ロール状）	1,480	3,910
	ワイヤーメッシュ柵（パネル状）	960	2,380
シカ（イノシシ用を兼ねる。）	金網柵（ロール状）	2,150	5,430
	ワイヤーメッシュ柵（パネル状）	1,430	3,570
○処理加工施設			
		上限単価（万円/m <sup>2</sup> ）（消費税を除く）	
食肉利用等施設		24.8	
焼却施設		38.1	

注1：サル等の多獣種に対応するため金網柵及び電気柵を組み合わせた複合柵の場合は、それぞれの上限単価を足し合わせた合計額を上限単価とする。

注2：鳥獣被害防止施設において、被害防止と一体的に整備を行うICTを活用とした捕獲施設については、上限単価の外数とする。

注3：交付対象となる食肉利用等施設、焼却施設に交付金の交付限度額は、上限単価の範囲内であって、必要最小限のものとする。

注4：地域の実情、地形条件、気象条件等やむを得ない事由により上記の上限単価を超えて助成する必要があると認める場合にあっては、整備等の内容に応じた必要最小限の範囲で上限単価を超えて助成できるものとする。

(別表4)

獣種	上限単価 (円/頭・羽)
イノシシ、シカ、クマ、サル及びカモシカ (幼獣は除く)	8,000
その他の獣類	1,000
鳥類	200

注1：各上限単価は、地域における農林水産業の被害状況等を勘案の上、上限単価の範囲内で単価を設定することができるものとする。この場合、予算と捕獲計画に見合った単価を設定することとし、捕獲が計画を上回る場合は、単価調整等の措置を講じるものとする。

2：ただし、特定の鳥類について、事業を実施する地域における農林水産業に係る被害がイノシシ、シカ、サル等の獣による被害より大きく、当該鳥類の捕獲強化をさらに図ることが地域の農林水産業に係る被害の軽減をより促進するために必要な場合には、知事に協議の上、1羽当たりの捕獲経費の1/2に相当する額又は1羽当たり1,000円のいずれか低い額を上限として単価を設定できるものとする。

なお、鳥獣被害防止緊急捕獲等対策実施要領（平成25年2月26日付け24生産第2870号農林水産省生産局長通知）第5の1の注2に基づき単価設定している場合は、知事に協議したものとみなす。